

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会29-①)

施策名	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督				担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 的井 宏樹				
施策の概要	個人情報保護法において、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)」が委員会の任務とされており、行政機関等や民間企業がマイナンバーの取扱いを適切に行うよう監視・監督を行うもの。				政策体系上の位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保						
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号利用事務実施者等に対してブロック別、都道府県別、業態別説明会を開催する等により、適正な取扱いを推進。</li> <li>特定個人情報の適正な取扱いに関する相談や問合せに丁寧な対応を行う。</li> <li>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)について、相談や問合せを踏まえ、Q&amp;Aの充実を図る。</li> <li>監視・監督に係る体制の向上に向けた検討を実施。</li> </ul>				目標設定の考え方・根拠	個人情報保護法において、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)」が委員会の任務とされ、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督等に関する事務を適切に実施するため。		政策評価実施予定時期	平成30年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1	ガイドラインに関する説明会の対応件数	62回	28年度	-	毎年度	/	-	-	-	-	-	行政機関等、地方公共団体等及び民間事業者に対して、説明会等に講師を派遣して特定個人情報の取扱いに関するガイドラインの周知・情報発信を行う必要があるため。(特に、中小規模事業者に対する一層の周知・情報発信に努める。)なお、説明会の開催及び講師派遣の要請の有無は、主催団体の判断で決まるものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。
2	相談・問合せの対応件数	147件	28年度	-	毎年度	/	-	-	-	-	-	特定個人情報の適正な取扱いの確保に向けて、民間事業者等からの相談・問合せに対し適切に対応する必要があるため。なお、相談・問合せは、相談等の主体の判断によって有無が決まるものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。
3	監視・監督体制の整備状況	監視・監督体制の整備		毎年度	個人番号利用事務等実施者における特定個人情報の適正な取扱いを確保するための監視・監督を実施する上で必要となる立入検査を実施するにあたっての平成29年度検査計画の策定、立入検査の実施により把握した実態を踏まえた検査手法等の検討、地方公共団体等による定期的な報告の受領から分析及び分析結果の取りまとめ、説明会での質問や相談・問合せ等の内容も踏まえたガイドラインQ&Aの充実等、体制整備を行う必要があり、マイナンバーのセキュリティ監視・監督機能を十分に発揮させる観点から、専門的・技術的知見を有する体制の拡充を図る必要があるため。							
4	ガイドライン等の周知及び広報資料への反映等	適時適切な周知と資料への反映等		毎年度	ガイドラインに関するQ&A等の分かりやすい資料を作成・充実し、ウェブサイトに掲載・説明会で配布等することにより、個人番号利用事務等実施者における特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るための周知を行うとともに、質問・問合せ等の内容も踏まえて資料等への反映・改正を行い、常に時宜に合った内容で啓発を行う必要があるため。							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号				
	26年度	27年度	28年度	29年度								
(1)	特定個人情報の監視・監督に必要経費(平成26年度)	13.8 (5.6) 百万円	114.7 (72.3) 百万円	338.0 (301.2) 百万円	1,330.6 百万円	1~4	特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、ガイドラインに関する説明会等での周知・情報発信、民間事業者等からの相談・問合せ対応のほか、検査手続の整備、検査項目の検討、ガイドラインに関するQ&A等の資料の充実等、体制整備を行うもの。	0001				
施策の予算額・執行額	-	-	...	...	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

## 平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会29-②)

施策名	特定個人情報保護評価制度の適切な運用				担当部局名	総務課		作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 的井 宏樹		
施策の概要	<p>特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関や地方公共団体の長などが、特定個人情報の漏えい等のリスクに対する対策を、自ら評価し公表する制度である。具体的には、特定個人情報ファイルを保有することで生じるリスクとそれに対する対策を、所定の様式(以下「評価書」という。)に記入し、公表する仕組みである。</p> <p>個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)は、評価実施機関による保護評価の適切な実施を図るため、保護評価に係る規則や指針の策定を行うほか、評価実施機関が作成した評価書の承認等を行うとともに、ウェブサイトで国民が評価書を閲覧できるようにすることで、国民の信頼の確保を図る。</p>				政策体系上の位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保					
達成すべき目標	<p>・保護評価に関する規則及び指針に基づき、評価実施機関が適切に保護評価を行えるよう指導・助言を行うとともに、行政機関等の全項目評価書については、委員会において適切に審査・承認を行う。</p> <p>・マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修によって評価実施機関による評価書の提出・公表を効率的に処理するとともに、マイナンバー保護評価Webを整備することで、広く国民が評価書を閲覧できるようにする。</p>				目標設定の考え方・根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」という。)において委員会の所掌とされた、特定個人情報保護評価に関する事務を適切に実施するため。		政策評価実施予定時期	平成30年8月		
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 評価実施機関による評価書の公表件数	-	-	-		-	-	-	-	-	-	<p>マイナンバー法においては、評価実施機関に評価書を公表することが義務付けられているため、評価実施機関による評価書の公表件数を測ることは、施策の進捗状況を知る際の目安となる。</p> <p>しかしながら、保護評価は、評価実施機関が個々の事務において特定個人情報ファイルを保有するか否かを判断し、特定個人情報ファイルを保有する場合に実施するものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。</p> <p>※評価実施機関による評価書の公表件数について、これまで、当該年度において評価実施機関が初めて実施した保護評価に係る評価書の公表件数のみを測定していたところ、直近においては、見直しによる評価書の修正や保護評価の再実施による公表件数が多数を占めており、より実態に即した代替指標とするため、見直しにより修正した評価書の公表件数及び保護評価の再実施による評価書の公表件数を含めて測定する扱いに変更することとした。</p>
2 マイナンバー保護評価Webへのアクセス件数	-	-	-		-	-	-	-	-	-	<p>マイナンバー法においては評価書の公表が義務付けられており、国民はマイナンバー保護評価Webにより評価書を検索・閲覧することができるため、マイナンバー保護評価Webへのアクセス件数を測ることは、施策の進捗状況を知る際の目安となる。しかしながら、マイナンバー保護評価Webは国民がインターネットで自由に閲覧できるものであり、そのアクセス件数については、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値(平成26年度については、システムが稼働開始した平成27年1～3月分)を把握し、記載するものとする。</p>
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度							
(1) 特定個人情報保護評価に必要な経費(平成26年度)	15.7 (0) 百万円	50.0 (30.1) 百万円	33.5 (33.2) 百万円	33.5 百万円	1.2	各評価実施機関の評価書の提出・公表を支援すること等により、保護評価の円滑な実施を促進するため、マイナンバー保護評価システム及びマイナンバー保護評価Webを運用するもの。				0002	
施策の予算額・執行額	-	-	...	...	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)						

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会29-③)

施策名	個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進				担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	参事官 山本和徳				
施策の概要	個人情報保護法が定める委員会の任務(個人情報の適切かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること)を果たすために、個人情報の保護及び利活用に関する取組みを推進するもの				政策体系上の 位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保						
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報等の取扱いに関する民間企業からの相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信に係る取組の実施</li> <li>個人情報保護法の施行状況調査を実施し、施行状況の概要を公表、配布</li> <li>「個人情報保護法質問ダイヤル」による、問い合わせへの効果的かつ効率的な対応</li> <li>「パーソナルデータ利活用相談窓口」による、問い合わせへの効果的かつ効率的な対応</li> </ul>				目標設定の 考え方・根拠	個人情報保護法において委員会の所掌とされた、個人情報の保護及び利活用に関する事務を適切に実施するため。	政策評価実施予定時期	平成30年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 施行状況調査の実施及び公表、配布	-	28年度	-	29年度	/	-	-	-	-	-	-	関係省庁における個人情報保護制度に関する実態を的確に把握し、公表することにより、統一的かつ整合的な制度の運用、一体的な施策の推進を図るため。 なお、執行状況調査実施結果の公表による効果は、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。(平成28年度から実施している施策のため、平成28年度分からの実績値について記載することとする。)
2 「個人情報質問ダイヤル」の対応件数	-	28年度	-	毎年度	/	-	-	-	-	-	-	個人情報の適切な取扱いの確保に向けて、民間事業者等からの相談・問い合わせ等に対し適切に対応する必要があるため。 なお、相談・問い合わせは、相談等の主体の判断によって必要性の有無が決まるものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。(平成27年度から実施している施策のため、平成27年度分からの実績値について記載することとする。)
3 「パーソナルデータ利活用相談窓口」の対応件数	-	29年度	-	毎年度	/	-	-	-	-	-	-	パーソナルデータの利活用の促進に向けて、民間事業者等からの相談・問い合わせ等に対し適切に対応する必要があるため。 なお、相談・問い合わせは、相談等の主体の判断によって必要性の有無が決まるものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。(新規施策のため、平成29年度分からの実績値について記載することとする。)
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
4 民間企業からの相談結果等を踏まえた事例集の公表	個人情報保護委員会の情報発信によるデータ利活用促進		毎年度		個人情報保護委員会が個人情報等の取扱いに関する民間企業からの相談結果等を踏まえた事例集を公表することで、個別の事業者がデータ利活用をして良いかどうかの判断の一助となり、結果としてパーソナルデータ利活用促進に資すると考えられるため。							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号					
	26年度	27年度	28年度	29年度								
個人情報の保護及び利活用(1)用に関する施策の推進に必要な経費(平成27年度)	-	46 (41) 百万円	33.1 (15.7) 百万円	148 百万円	1,2	・個人情報保護施策の総合的・一体的推進のため、個人情報保護法の施行状況調査を実施し、公表・配布する。 ・法律及び制度の内容等に関するきめ細やかな周知のため、「個人情報保護法質問ダイヤル」により対応する。	0003					
施策の予算額・執行額	-	-	...	...	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)			・未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)				

## 平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会29-④)

施策名	所掌事務に係る広報・啓発、国際協力				担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 的井 宏樹				
施策の概要	個人情報(マイナンバー(個人番号)を含む。以下同じ。)の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため(個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む)、次に掲げる施策を実施するもの。 ・個人情報の保護に関する国民や関係機関の理解の向上を図るための、個人情報の保護及びマイナンバー制度に関する広報及び啓発。 ・経済・社会活動のグローバル化に対応するための、海外のデータ保護機関等との協力関係の構築及び情報共有。				政策体系上の位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保						
達成すべき目標	・個人情報の保護及びマイナンバー(個人番号)の取扱いに関するパンフレット等を作成・配布。 ・個人情報の保護及びマイナンバー(個人番号)の取扱いについての広報・啓発活動を実施。 ・個人情報の保護に関する国際会議に出席し、各国の個人情報保護当局との情報交換を実施。				目標設定の考え方・根拠	個人情報保護法において委員会の所掌とされた、個人情報の保護についての広報及び啓発並びに国際協力に関する事務を適切に実施するため。	政策評価実施予定時期	平成30年8月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値									
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 ウェブサイトの充実(アクセス件数)	528,724件	26年度(27年1~3月平均)	前年度以上(月平均)	毎年度	/	-	-	前年度以上	前年度以上	前年度以上	-	個人情報の保護について、委員会ウェブサイト充実させ積極的な情報提供を行うことにより、国民及び関係機関の理解の向上を図ることが必要であるため。
2 説明会の対応回数	3回	25年度	-	毎年度	/	-	-	-	-	-	-	民間事業者、行政機関等及び地方公共団体等に対して、説明会等に講師を派遣して個人情報保護制度やマイナンバー制度に関する周知・情報発信を行う必要があるため。(特に、中小規模事業者に対する一層の周知・情報発信に努める。)なお、説明会の開催及び講師派遣の要請の有無は、主催団体の判断で決まるものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。
3 国際会議への出席及び海外の機関等への往訪件数	7件	25年度	-	毎年度	/	-	-	-	-	-	-	個人情報保護に関する国際会議等に出席するほか、他国の制度について調査を行い、各国のデータ保護機関等との緊密な連携や情報交換を行う必要があるため。なお、国際会議や海外の機関等との交流は、時期・頻度等について主催者をはじめ関係者の都合や情勢等により変動するものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。
4 在京大使館等への往訪件数	0件	25年度	-	毎年度	/	-	-	-	-	-	-	各国のデータ保護機関等と緊密な連携や情報交換を行うために、在外大使館等と良好な関係を構築する必要があるため。なお、在外大使館等への往訪は、時期・頻度等について関係者の都合や情勢等により変動するものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。
5 海外の機関による来訪件数	1件	25年度	-	毎年度	/	-	-	-	-	-	-	各国のデータ保護機関等との緊密な連携や情報交換を行う必要があるため。なお、海外機関による来訪は、時期・頻度等について関係者の都合や情勢等により変動するものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。
測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									
6 ウェブサイト等における情報発信及び掲載資料への反映等	適時適切な周知と資料への反映等		個人情報保護法に関する分かりやすい資料を作成・充実させ、ウェブサイトに掲載・説明会で配布等することにより、個人情報保護制度等の周知を行うとともに、質問・問合せ等の内容も踏まえて資料への反映・改正を行い、常に時宜に合った内容で啓発を行う必要があるため。									
7 各種媒体における情報発信の状況	多様な媒体による多面的な広報の実施		個人情報の保護に関する制度等の周知について、より多様な層に向けて広報活動を展開する上で、当委員会が提供する資料・媒体での広報にとどまらず、雑誌への寄稿をはじめ多様な媒体に露出し様々な形式・内容で多面的な広報を実施する必要があるため。									
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号				
	26年度	27年度	28年度	29年度								
(1) 番号制度普及啓発・国際協力経費(平成26年度)	15.3 (12.5) 百万円	92.9 (81) 百万円	37.5 (155) 百万円	87 百万円	1~5	・個人情報の保護に関する広報を行うため、ウェブサイトの充実をはじめとする情報発信、説明会の対応等を行う。 ・国際的な協力関係を構築するため、国際会議への出席及び海外の機関との情報交換等を行う。	0004					
施策の予算額・執行額	-	-	-	...	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)							